

宗教法人 要傳寺 合葬墓 「久遠観音廟」 使用約款

（約款の目的・適用）

第1条 宗教法人要傳寺（以下、「寺」という）の経営する合葬墓「久遠観音廟」（以下、「合葬墓」という）は、寺の檀徒及びその縁故者に代わり、墓地経営主体となる寺が、永代にわたって管理・供養を請け負うものとする。

第2条 この約款は、前項の合葬墓の管理及び使用に関する基準を定め、その適正を図ることを目的とする。

（管理者）

第3条 合葬墓の管理者は、寺の代表役員である住職とする。

（管理者の権限）

第4条 管理者は、本約款および責任役員（会）の定める使用細則に従って、合葬墓を管理する。

（合葬墓使用者の資格）

第5条 合葬墓の使用者は、寺の檀徒に限る。ただし、寺と特別な関係があると住職が認めるときはこの限りではない。

（合葬墓使用权の発生）

第6条 合葬墓使用权の発生時期は以下の通りとする。

ア、合葬墓供養料が納入されたとき。

イ、管理者（住職）が（ア）を受理し、その証明書を渡したとき。

（合葬墓使用者の義務）

第7条 合葬墓での埋葬、改葬に関する儀式及び行事は、日蓮宗の典礼儀式により執り行うものとする。

第8条 合葬墓供養料は、合葬墓の管理・供養及び墓地清掃・環境整備に使用するものである。

第9条 寺に墓地を所有していた場合、使用者は従来の墓地使用权を放棄し、当該墓地に建てられている墓石等を撤去し、墓地に埋蔵されている焼骨等を合葬墓に移葬する。

第10条 合葬墓への埋骨の形態は、原則として散骨とする。

附則 本約款は、平成二十五年一月八日より施行する。

平成二十七年四月二十八日、「無縁塔（集合墓）」を「合葬墓」に改定。

平成二十七年九月二十三日、第10条を新加。

以上